

Title	幕末貨幣問題に関する若干の史料(下): ブリユー・ブックを中心として
Sub Title	
Author	高橋, 碩一(Takahashi, Shinichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1939
Jtitle	史学 Vol.18, No.1 (1939. 9) ,p.111- 144
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19390900-0111">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19390900-0111</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 幕末貨幣問題に關する若干の史料(下)

——ブリュー・ブックを中心として——

高橋 一

## 目次

- 一、まへがき
- 二、文久遣歐使節の貨幣問題折衝
- 三、ブリュー・ブック『日本通貨』  
第一報告及び同封書類(以上前々號)
- 第二報告  
第三報告及び同封書類(以上前號)  
第四報告及び添附書類
- 四、文久以後の貨幣問題折衝
- 五、あとがき(本號完結)

## 日本通貨に關する第四報告書

一八六三年十二月二日

大藏省に於て

閣下、

余はこゝに、余の前回の諸報告を實例を以て説明せんが爲、日本に於ける神奈川駐在大英國領事ウインチェスター氏により余に通告せられたる二

個の覺書を閣下に提出するの光榮を有する。

ウインチェスター氏の有益なる説明、即ち日本及和蘭兩國間には最近の條約締結以前に通商の行はれて居つた事實及び日本に於ける貴金屬の産出に關する同氏の説明竝に貨幣の調整に於ける大君と大名との異りたる活動、等は同國の通貨の状態に關する錯雜せる問題に曙光を投げかけんとして

幕末貨幣問題に關する若干の史料(下)(高橋)

(一一一)

一一一

る。

さり乍ら、粗野にして不安定なる社會状態に於いて、特殊の貨幣が『人氣ある通貨としてのプレミアム』を獲得すると云ふ彼の説明せる論證に完全な同意を與へる事は出来ぬ。

余の意見を以てすれば、日本商人が彼等の取引に使用してゐる或種の貨幣の價値を決定するのではなくして、その貨幣に對する彼の選り好みが彼に對する特殊な需要を惹起し、それが不自然な價値を與へてゐるに過ぎない。

支那に於いて通用してゐるメキシコドルの價値は同國に於いて採用されてゐるいかなる固定的かつ勝手な規則によつて調整されても居らず、只單にロンドン市場に於いて獲得し得べき相場によつて調整されてゐるのである。その相場は需要と供給の一般原則によつて左右されてゐる。しかも近年に於いては、メキシコドルは銀塊に比較してそ

の貴金屬の本質的容量として適當なよりも遙かに高い價を示す程に需要は供給を遙かに凌駕してゐる。カロラスドルによつて生じたその高價は同様にその拂底に歸せらるべきものである。

鑄造された貨幣は通常、鑄造が無制限の場合と云へども交換に於いてはその本質價値を超えた若干の價値を有する。

貨幣の本來の價値は地金に比較して造幣料により、若しくは流通に對する供給を制限するが如き何等かの事情によつて引き上げられるだらう。

東洋の通貨に左様に多くの不規則變態があることはこの非常に單純な原則に注意することによつて明白になるであらう。而して余はこゝにそれを特に書きとめて置く。何故ならばそれは一方に於いてウインチェスター領事により通告されたる事實に基く氏の明快な演繹に或る重要な諸點に於いて影響があるのである。

余は彼の意見たる日本の銀貨の流通價值が金貨のそれと比較して異常なる相場を維持して居る所の甚しく人爲的な調節が世界の日本以外の各國との一般國交の側らに長く併存する事は出来ぬとする意見に同意する。しかし乍ら該國通貨の現狀に通商の自然的作用によつても一ケ年の短期間内に完全なる變更を來すことは至難であることを示してゐる。

現在の重大なる動亂は、條約第十條によつてその效力發生の最初の一年間日方對日方で貨幣を交換する權能を與へることを強行したるに原因するに歸される。そして條約のその條項によつて惹起された被害は不可避であつたとは事實上言ふ事が出来ぬ。

上記の次第につき、余はウインチェスター氏の報告に記載せられたる事に反對すべきものあるを殆ど見ず、而して余は暗中摸索乍らも同氏と事實

幕末貨幣問題に關する若干の史料(下)(高橋)

上同じ結論に到達したるを發見することを満足とし、かつ同氏が日本の通貨なる錯雜せる問題につき左様に多くの情報を有ち、而してその問題を處理するに當つて多くの公明正大と勤勉とを以てせられたるを發見するのを満足とする。

只余が附け加へんとする一事は、外國使臣に對し認容されてゐる交換の問題に於けるウインチェスター氏の所見は、それが軍艦に供給する調節に充てられる限りに於いて、問題に新しい見界を開き、而して考慮に値するものであることこれである。早々拜具

(署名) デー・アースノット

英國大藏省會議局議員各位

添附書類

ウインチェスター領事による覺書

(二三)

一一三

通貨の難問題は日本が對外貿易開始後多少とも繼續的に感じられ來つたのである。それは主として日本政府の内面處置に歸せらるべきもので、外國貿易に對して何等特殊の意圖があつたのではない。この事は筆者の認識の範圍内に於いて集められた事實と供述の全くを慎重に考慮した上に立脚して推論したのである。

この國に於ける貴金屬の關聯價值は、その長き鎖國状態の間、世界の商業舞臺として開放されてゐたかなる場所の貴金屬の關聯價值を決定する所の條件とも全然異つた條件に倚存してゐるものであると云ふ事を明かな事實として承認せねばなるまい。

オランダに許されてゐた外國貿易は年毎に行はれる物々交換の一つであつた。現金はその差額を清算する爲にさへも通用して居らず、その差額は次年度の取引に持越されて居つた。故にオランダ

との以前の貿易は日本に於ける貴金屬の價值の通常の割合に對して同化力あるやうな何等の要素も有つて居らなかつた。

新條約が實施された直後、日本人の生活の國內の取引では金は銀よりも僅に五倍乃至六倍にしか價值づけられて居らなかつた事が明白であつた。斯様な異常な比價 (Ratio) が外國商人をして、金の買入を遂げんとする努力に狂奔せしめた。しかし乍ら日本政府によつて採られた行動、即ち租税の支拂に當り通常の割合で銀と同様に金を受け入れる事の斷行によつて、日本は金をすつかり流出してしまふことになつたのである。

眞實の所は斯様であつた。日本に於ける比較價值なるものは、國內に於ける金屬の供給と消費並に同國の内部的慾求によつてのみ専ら調整せられて居つた。それは決して輸出されては居らなかつた。而して全住民の通貨として必要とせられて居

つたよりもはるかに大なる供給があつたのであつて、要するにそれは商業的な措置と言はんよりはむしろ封建的なそれであつたのである。

金の産額は銀のそれよりも比率に於いて大きかつた。即ち通貨の年々の毀損、滅損の爲に必要とせられる貴金屬の産出の比率を差引いたその残額は通貨として將來必要とせられるであらう所に充つべき見込み価値のみを有する。かるが故に、そこには常に地金に比較して、鑄造された金屬のためには大きなプレミアムがあつたに違ひない。それ故に亦、金よりもむしろ銀を欲求する人々の社會に附隨する大口よりも小口の取引が有る以上は金と比較して銀貨の價值が關聯的に高かつた。

長く鎖國状態にあつた日本人としては、我々の標準に従つた貴金屬を以て實際に取引する事は、宛もコロムブス時代のイスパニヤ人の如く甚だ不得手であつた。

幕末貨幣問題に關する若干の史料(下)(高橋)

未開且つ不安なる社會状態にあつては、人氣ある通貨のプレミアムは、商業要素が高度に發達した諸國に於けるよりは常に大きいものである。

ロンドン商人にとつては彼の金カネが貨幣であらうと銀行手形であらうと支拂命令書であらうと金或は銀の地金であらうと、そんな事は瑣細な百分率の問題である。全てそれらは大體に於いて換貨し得るのである。併し乍ら中央アジアの商人にとつては彼の活動してゐる地方に流通してゐる或る貨幣が必要缺くべからざるものである。

浙江(Chekiang)に於ける養蠶業者はカロラスドルのプレミアムとして二十五パーセントを設定した。實の所は、彼等は實狀に基いて價值を定めただけではない。單に、貨幣の差異によつた迄である。換言すれば二十五パーセントだけ人氣がないのである。

余の信ずる所によれば、右の事情と同様の意味

合に於いて日本に於ける一分銀の高率なプレミア  
ムが維持されてゐるのである。

如何なる條件の下に日本政府は貨幣にする目的  
を以て銀を買ひ得るであらうか？ 商業上の調査  
によつて充分認められる通り、一分銀二三三個で  
一分銀三〇〇個の重量に等しき純銀の重量が獲得  
され得る。併し一分銀は七乃至十パーセントの合  
金物を含有する。その合金物は造幣費用に充當さ  
れたものと見る事も出来る。

そこで事實上日本に於いてな土着の幣制は銀に  
對して三分ノ一の追加價值を附與する事になる。  
通用して居ると云ふ事の固有性が三十三パーセン  
ト $\frac{1}{3}$ の値打がある。

外國貨幣は、例へばドルの如きは、日本に於い  
て地銀として以外に何等の特質あるものとも一般  
に考へられ得ない。故にドルが二・三〇の値打が  
ある際はそれは略々土着地銀と同價值である。時

によつては割合が二・四〇乃至二・五〇に達する  
こともあるが、それは土着銀に比較して標準<sup>パ</sup>以上  
である。

ドルの開港場に於ける地方的流通は、全體から  
見て、土着地銀よりは幾分は高くあるべきである。  
故にドルが二・三〇乃至二・四〇で交換せられて  
居る時それは標準に相當してゐると考へられる。  
その有つ地銀としての價値は貿易状態及び日本に  
存在する政府によつて決定せられる。

併し乍ら、人によつては問題に對するかゝる見  
方に氣乗のせぬ者も有る。しかし、上記の交換率  
によつて商賣が安全に容易に行はれてゐることが

——其の他の事は同等として (coeteris paribus)

——事實上認められてゐるのである。

彼等の論據は斯様であらう。即ち一〇〇ドルは  
重量に於いて一分銀三一一個に等しい。五パーセ  
ントを貨幣鑄造税として差引いたにしても、何故

に政府は一〇〇ドルに對して我々に一分銀二九六個を渡さぬのであらうか？ と云ふのである。

しかし、偏見なき考へを以てして、こんな事が判らぬであらうか。若しも斯様な規定が日本政府に強請されるやうな事になつたならば、それは彼等の人民から買入れる事の出来る地銀よりも三〇パーセントも餘計に外國地銀を賣る事を強請するのと同じ結果になるではないか。

斯様な提案を強要する如何なる企ても、日本人によつて忍び難きものとして抵抗された事であらう。一八一九年に於ける英蘭銀行によつてなされた現金支拂への復歸の結果の如きは、地銀の價値に急激なる混亂を來さしめる事によつて惹起するであらう所の現行取引の全てに及ぼす混亂と比較すれば些細なものである。

さり乍ら、ドルの現在の價値は上記の標準よりは遙かに尠い。ドルは長崎では二・〇三、横濱で

は二・一五、函館では二・五〇の値打である。最後の函館は全然例外な状態である。

かなり大きなロシヤ艦隊の出現が政府をして一分銀の多量な發行を餘儀なくせしめ、それは國內からの物産に對する商業的出費によらずして吸収された。

併し乍ら、他の二港に於いては貿易が盛大であり且つ、輸入より輸出の方が大であつた。

そこで現金即ち土着貨幣は港に運ばれた物産に對する交換に於いて國內に絶えず需められて居つた。

斯様にしてつまり、前年度に於ける輸入に比し輸出の過剩的進展が主たる原因となつてドルの價値を下落せしめたと見られる。

他の原因も、この點に數へる事が出来る。鴻之池、三井及びその他の大阪に於ける富商はその下落を維持してゆく目的で活動しつゝあると目され



てゐる。若しさうだとすれば、彼等の取引は非常に驚くべき勢力を有つてゐるものに違ひない。

(註) メキシコドルに不良なものがあつて信用を害してゐた事は前にも一寸引いた通り(本稿「中」一一三頁)既に開港當初安政六年八月十三日オールコックより外國奉行に書翰を送つて「予臺下に左の諸事を書面よて明白ニ告るハ切要ふりと思へり是双方の誤解を生せざる爲ふり。予ドル銀の不佳なるもの並ニ支那ニて鑄し此地ニ持來れると思へる壹分銀の通用することを聞きて甚歎息せり云々」と告げて金役所に熟練せる鑑定者を置くことをすゝめてゐる。これに對し當方よりの「御返事案」では一分銀は見分け易いが洋銀は鑑定困難であるので「金役所」で受取つたならば二ツ割にして眞偽をたしかめる事とすると言つてゐる。(史料編纂所々藏、英國往復御書翰)

さて、これがその後長崎に於て甚しかつた事は文久二年十月長崎奉行により左の如き對策の施されてゐることによつても充分窺ふ事が出来る。

(朱書)

「戌十月廿九日小杉古藤次殿方御達」

近來賈洋銀持渡候儀ニ付、先達の中々度々各國人民にも同様觸置候積、御達相成候間、兼る御談および置候銀見等之儀、無

差支様御申合御取計可被成旨被仰渡候、依之觸書寫相添、此段及御達候、以上、

十月廿八日

應接係

會所掛業  
商法掛業

近頃紛敷洋銀持渡候哉ニ相聞、既ニ當時支那人共之内、吟味中之ものも有之、各國コンシユルにも取締向之儀、申遣候ニ付るを、以後相對取引之砌、紛敷銀錢相渡候もの有之候ハ、直ニ其者召連、コンシユル方江罷越改請可申候、尤商人共々外國人江紛敷銀錢相渡候節ハ港會所江外國人同道いふし、收受候筈ニ候、若相背ニおいてハ、急度可遂吟味候條、其旨相心得、彌入念取引可致候、

一、右ニ付るを、會所納銀等之儀も切改致候條是又嚴重ニ相心得可申候、

(二)  
但港會所おゐて切改之上、正銀ニ無相違分ハ不切割、銀錢と引替可遣候、

右之通、市中一統不洩様可相觸候、

戌十月

(長崎圖書館所藏長崎奉行書類、諸勘定其外緘込2、史料編纂所寫本)

長崎に於いて支那のギルドと大規模な連絡の下に流通せしめられた所の低悪なる貨幣の大量輸入は外國貨幣の健實性に對する地方的不信を惹起し而して之を繼續せしめた。メキシコドルの或る物、特に三つの斑點を有つてゐるもの（ミツボツ“mitz botz”）の重量が軽いといふ事が自然ともつと重い種類への選擇を醸成した事が貨幣の一般價値を損つたのである。

メキシコドルの發行に劃一を要求するに關しての難關は、支那人に於けるが如く即ち全ての場合に於いて一〇〇ドルは七メース（mace）一キャンダリン（candarine）錢七の目方を以て代表されねばならぬと云ふやうに、一定の目方に従つて受取られ而して支拂はれる事によつて除去し得るであらう事を提言する。

この方法に對する唯一の故障は、ドルを地銀として猶より多く印象づけはしないかと云ふ事と、

幕末貨幣問題に關する若干の史料（下）（高橋）

開港場に於いて市場の或はまた他の小口の取引に於ける貨幣としてその流通を極限しはせぬかと云ふ事であらう。

畢竟するに筆者の意中にある意見の傾向としては通貨問題については如何なる人爲的解決をなす事にも反對である。

外國公使達によつて爲されねばならぬ最も重要な事は日本政府をして開港場に於けるドルの通貨としての自由なる流通に同意せしめ、且つ粗悪なる貨幣の發行に對し注意する事である。それがなされた後は、我々は、時間と商業の發展が殘餘を片付け、徐々にプレミアムを減らす事に期待せねばならない。

排外的な戦は、なほ日本に於いて酣である。若し、非開港派が優位を占めることになれば通商と交換は更に日一日と困難と煩雜の度を増すであらう。しかし若しも日本を世界各國の仲間に入れ

る決心が列強によつて確固として堅持されて居るならば、日本財政學の貨幣に關する錯誤と謬見はやがて商業の活潑にして斷ゆる事なき發展の必要を速かに生ずるに至るであらう。

不幸にして日本の對外關係の現状にはなほ多くの問題がある。即ち排外派は、この利害關係ある住民の全階級に明かに形響を與へつゝある新しい醗酵母體の活動を抑止するばかりか除去せんとするの血氣にはやる希望を樹立しつゝある如きである。

一八六三年二月十八日附

ウインチェスター領事よりの書翰の拔萃

前回の書翰に於いて、余は開港場に於ける通貨の難問題に關し相當長文に記述するの機會を有つ

た。

輸出超過額の買入の爲の資金は一部分は外國船の購入により、一部分は上海よりのドルの輸入によつて補充された。上海では單獨に爲替相場が立つてゐる。該年中に於ける平均相場は日附後十日拂の爲替手形に對して二乃至四パーセントの割引歩合であつた。

日本貨幣とドルとの間の交換がその年を通じて大體に於いて苦情の題目をなしてゐた。その波動は一〇〇ドルに對し、一分銀二二五乃至二〇〇個で、平均は略々一〇〇ドルに對し二〇八個であつた。余はこの低率を維持した所の原因について詳細に涉るのを差控へる。そして左記の要點を書き留める事によつて自ら満足しよう。

一、輸出超過。

二、支那ギルドによる低悪ドルの輸入。

三、メキシコ貨の或るものに對する不可解なる

拒絶。

四、日本通貨の供給不足。

第二及び第三の原因に基く影響を除去する余の努力は余の當地に到着以來絶えず拂はれ來つた所である。

第四は外國貿易によつて増大した該國の取引に要する通貨を供給するについて日本の造幣局の活動が平行しなかつた事によつて起つた。

余の信ずる所によれば、若しも日本政府がその造幣作業に増大したる活動力を與へるべく説き諭されて居つたならば、通貨上の難事と不規則状態の大部分は、流通仲介物の供給の増加と共に全くその影をひそめたであらう。

余は、日本政府が或る不可思議なべてんを用ひて通貨から利益を引出さうとしてゐると云ふやうな無茶な意見、或は亦通商に損害を生ずるやうな行動をしたと想見する如きには何としても同意す

ることは出來ない。

外國貿易に與へる外見上の損失の大部分は輸入貿易に明白に與へられた刺戟によつて埋め合せがついてゐる。そして若しも、日本造幣局の發行に對する造幣税が巨額である事が疑の餘地がないとすれば、その貨幣は物産や地金と同じ様にその領收の際何の減價もなく租税の形で政府に歸つて來るものであると云ふ事が記憶しておかれねばならない。

一般的な通商活動に慣れぬ國に於いては、不平等と云ふ事は不充分に供給されてゐる土着通貨に對する選擇の自然的結果である。そして、それは世界との引續き行はれる通商關係に刺戟されて起つた必要によつてそれ自身結局是正せられるであらう。

日本政府が最近、一外國商館に對して金地金の輸入につき口を切つたと云ふ事實は、如何なる不

思議な調節も現在貴金屬の價值の上に施されて居らぬと云ふ所信への追證と考へてよからう。

ウインチェスター領事による追加覺書

日本通貨に關する上記覺書並びに考察は五月二十八日附アーブスノット氏の第三報告に記されてある實際的結論と殆ど同一に歸する。故に筆者の目的とする所は、今の情報がなほより正確且つ精密になつたと云ふ理由の下に、前報告者によつて放棄された種々の結果並びに推論に關し批判的な熟練を振り廻して一八六二年十二月二十四日附及び一八六三年二月十八日附の二つの前報告を草卒に検討せんとするが如きにあるのではない。

それとは反對に、筆者は事實の實際情勢に關しアーブスノット氏が自身有した所の絶妙なる精密さについて筆者の賞讃を捧げざるを得ない事を感じ

ずる。即ち財政學の一般原則に關する氏の卓絶せる知識が筆者をして先入謬見の影響より免れしめたのである。

鎖國状態にあつた數世紀間の日本の通貨制度は一般商業の活動範圍内にある諸國によつて採用せられてゐる主義、見解とは、それが判じ物と思はれる程に隔絶した主義に基礎を置き、かつさうした見解によつて仕組まれて居るものであつた。

それは普通使はれて居る金、銀、銅の三つの金屬の貨幣を含んで居つた。それらの中、第一及び第三の金屬は普通の供給よりも多く日本國內から常に取得し得られた。さり乍ら銀は國産としては不充分であり稀少であつた。

政府はその供給をその欲するがまゝに調節する事が出來た。何故ならば銀は長崎にあるオランダ及び支那の商社からの只二つの系路よりのみ取得し得られたからである。

しかし乍らそれらの外國商館に於ける監督は實に完璧であつて、どちらへ行つても未だかつて日本貨幣のたつた一個さへ發見された事はない程である。

輸出入の間の借方、貸方の勘定は帳面に記され、免許された船やジャンクの出港後その清算残額は翌年度の取引に繰り越された。最も些細な出費は政府の買辨 (Comprador) 宛ての手形で支拂はれてゐる。

若しもオランダ船がドルを持つて來たか或は芝罘 (Chefoo) ジャンクが馬蹄銀を持つて來たならば、それらは臘、海藻、銅及びその他のものゝ多量と物々交換されて居つた。

斯様なわけであるから、日本政府は、銀の稀珍である事と、また鑛山によると輸入によるといづれにせよその源泉を徹底的に統制する事の結果として、それによつて彼の特別な利益に従つて流通

貨幣を統制し得られたのである。

日本の各地に散在してゐる金及び銅は、大君に於けると同様に完全に大名の手中に在る、が併し、東洋諸國に於ける尨大なる取引の流通仲介物として最も適當な金屬たる銀は完全に大君の手中にあつたのであつて、この事の利害たるやその銀の價値をこの國以外には許されぬであらう程の驚くべき率で維持せんとするにあつた。

されば、銀と金、銀と銅との間に不均衡なる關聯價値が存在するのに對して一方獨占統制の下に非常に廣く散在した資源をもつ金及び銅の間には世界の他の何地に廣く行はれてゐる關聯價値とも同様乃至は同様に近い關聯價値が存在した。

日本の貨幣制度を構成する所の三つの金屬の中の一つに、完全な統制をなすその力と云ふ事と共に、その力が、通貨によつて得られた便宜によつて商業の發展を助長せんとする日本政府の見解に

本質的に相反するものである事は牢記しておかねばならない。

政府は自身の慾求のために流通を要求した。しかしそれは決して商業階級を躍進せしめようとする計畫の現れではないし、また商業取引の數を増したり、便宜づけたりする計畫の一部でもない。その目的は税金を取り立てる便宜なる機關とか、政府が唯一の把持者であつた所の金屬の誇張した價值より得らるべき利益とか、更に統制の強力なる手段たるに過ぎなかつた。

金、銀及び銅の關聯的供給に關する歴史的證據は日本との早期の通商の全ての計算に於いて發見せられるであらう。即ち一六七〇年及び一六七一年に十萬枚以上の小判が輸出されてあつた。

出島でオランダ人に閉め出しを食はず迄に三百萬ドル以上の金を買ひ取られてしまつた。しかしそれより遙か以前に外國人は銀の供給を用ひ盡し

てしまつたので銀を輸出することはとうの昔に止めてゐた。

日本通貨の變態性は、世界の全ての國々がかつて數世紀間維持し得た事のある、日本に於けるやうな斯様な鎖國状態の期間に於いてのみ可能である。それらは世界の他の國々との一般的な國交と共に、はたゞの一年たりとも併存し得ないのである。調整の方法は早くに發見されてゐた。金の急速な流出は日本政府をして他處に廣く行はれてゐる金屬の一般關聯價値の採用を餘儀なくせしめた。

報告の全部を通じて、日本の一分銀の類稀な購買力は、それを補助貨として呼ばしめる事になつた。或る程度迄、特に通商の開始並びに小さい小判の鑄造による關聯價値の再調節と銅錢の回收との間では、一つの特例を除けば、この稱呼は正確すぎる程であつた。

補助貨一分銀は政府のどの役所でも相當額の小判

や錢を換貨し得られるや否やは疑はしい。しかし乍ら、それらは税金の支拂に於いてはその補助貨價値で收納されて居つた。

三年以前に實施されたこの調整は契約と取引に殆ど信じ難い程大きな程度にその影響を與へたに違ひないと云ふ事は容易に信じ得る事である。

一般大衆の諸機關は最も大規模に混亂させられたに違ひない。しかし害は種切れになつた。而して三年の月日が経つ中にはその國の取引は變更された貨幣制度上の事情に自ら適應するやうになつた。

最近の交渉は、日本政府が出来る事ならそのもの鎖國状態に歸らうと表現したたしかな企てを示してゐる。その全ての行動や處置が明かにその目的を實行せんとするかの如く見える。

若しも彼等が或る新しい幣制乃至革新を採用する事を許されて居るならば、その目的は彼等の銀

貨の購買力の低落によつて失はれた利益を或る種の術策か何かを用ひて政府に取り返させようとするものであらう。

この理由によつて筆者は、それが該國の内面取引に於ける一般商業活動の勢力を束縛する方法を造り出さうとして企てられてある以上は、一段と購買力を減ずる爲に二朱の新貨幣を發行せんとする日本政府の申出でに列強が同意を表明する所の意見に全く賛成する。これは土着の商人の政府への從屬を現在よりも更に完全な、みじめなものとするのみであるだらう。

日本人の關係する限りにそれが實施されて、もしそれが實行し得るものであるとしたら最も不正義となるであらう所の取極めを包含する條約第十條の特質を明示する報告者に同意し、筆者はまたその條約が、目方對目方で貨幣を交換する權能が存在してゐた最初の一年間を除けば、效力のある



ものではなかつたと云ふ記述に對してこれを一層確實に證明することが出来る。

その特權はそれ自身大きな損失であつた。而して小判の輸出を通じて日本政府に對するなほより大なる損失の具となつたのである。

併し乍ら被害は不可避であつた。

如何なる國といへども、堅實な通貨がその基礎を置く所の承認された貨幣原則から、日本が鎖國の中にやつて退けた程にかけはなれて逸脱し得るものではなく、且亦その始めからの逸脱に比例して大きい動亂を経験することなくしてさうした貨幣原則に復歸する事を望み得るものではない。

この危機を日本はもはや通過してしまつた。日本の通貨と通商の條件の世界の他の地で妨げられるべきそれらに迄の漸進的な同化作用、それは昔の誤に歸らんとする隠すことなき渴望の命ずる所に従ふと云ふ方策への只ひたすらな無分別な

讓歩を重ねるのみであつた。

兎も角も大きな實際的目標は外國からの輸入と輸出の額の差額、即ち輸出超過價格に等しき額の日本土着貨幣を諸開港場に存置する事を確保することである。

我々の輸入が三百萬磅で、輸出が六百萬磅と想像すれば、前者の總額と後者の半額との間にあつては、日本貨幣と外國貨幣との間の交換率に何の影響もなき單なる物々交換の問題に過ぎぬのである。これらの率はしかし乍ら自らいかに變動しようとも、輸出の他の半分の購入に關する條件によつて決定されてゐるのである。

これらの條件は第三報告の五頁に一商人の情報により甚だ簡明かつ正確に記されてゐる。併し乍らそれは現在確立された變更が將來取扱はねばならぬ所の實際問題に關係あるが故に、日本の開港場に於ける商業活動範圍の詳細に互り特に明記す

る事は御迷惑ではないと思ふ。

こゝに外國商人が二萬ドルの値打の生絲を買はうとすれば、彼は心中に於いてその生絲が望みの値で賣れるであらう事を見通しをつける。その決済には彼は下記の方法を用意する。即ち一萬ドルで賣れる五百個の吳羅<sup>ゴ</sup>とメキシコドル一萬枚。彼は、前者を彼のつけた値段で賣る、そして手取金は前の現金に加へられ共に生絲を買ふ爲に投げ出す。

逆の場合として日本生絲の賣方の方は斯様になる。即ち彼は二萬ドルの値打のある生絲を携へてゐる。しかし彼はその半分を吳羅に投資する方が有利と考へてそれがなされた。しかし乍らメキシコドルで受け取つた殘額一萬ドルはどうなるであらうか？ それらは國內では何の役にも立たぬ。即ち彼は外國貨幣を以てしては生絲も臘も買ひ更へる事は出來ず、彼は横濱でこの厄介物を手離さ

なくてはならない。

他の諸國に行はれて居る方法とかくも似通つた方法並びに日本の相場に影響を及ぼす諸條件、これらはそれらが他の諸國で實施されてゐるとしたら作用してゐる筈の同じ諸條件を明白に教へてゐる。

彼は他の或る日本商人か仲買人で外國人の供給した品物や蒸汽船を買はうとしてゐるものゝある事を聞き知つてその男の所へ行つて曰く、「自分は君がドルを買ひ度いと思つてゐると聞いた。所で自分は一分銀が欲しい」

そこで取引が出來上つた。まづ五千ドルが交換されたでしょう。所で残りの五千ドルこそは日本造幣局の待ち構へてゐる所である。彼等の讚嘆に値する監視組織の下に全ての取引は知られてしまつてゐる。若し造幣局がドルを買ひ度いと思つてゐるとすれば、日本商人はその残りの五千ドルを

その日の相場で造幣局で手離す方が得であることを發見する。

之等の取引の手取金である一分銀がこゝで國內に送り込まれ、生絲の代を拂ふ。かうして一分銀は再び開港場に戻つてくる形になる。

そも／＼何が一分銀とドルとの間の交換率を決定するだらうか？

第一に、東洋に於いては人氣のある通貨には自然にプレミアムが附いてゐる。日本人が、帝國を通じて通用して居りかつ地金に對し法貨である彼等自身の貨幣を選択するのは當然すぎる程の事である。

日本の如く社會の半開状態にある所では殆ど想像し得ぬ程の限度に迄その價値を引上げる。

第二に、これらの開港場に於ける土着の人々の

間に流通してゐる一分銀の急速なる實際供給。

今の所、開港場に於けるこれらの供給を抑へる事によつて、日本造幣局はその造幣に必要な地銀の價値を引下げて置かうと努力してゐるのである。しかし乍ら開港場に於いて流通してゐる一分銀の實際量は、自分の慾求に必要な價値の代表物を把持しようと自然に乞ひ求めるその地方住民の増加する慾求によつて徐々に増大されてゐる。

外國使臣に與へられた政府の心盡しである一分銀の發行は——これは最初に考へられて居たほど重要でないものではない——一分銀の地方的供給を維持し或は繰りかへして、そして我慢出来る限度内で地銀の供給に對する造幣局の計略を制肘する傾向を示してゐる。

既に持ち出された(第三報告、九頁)諸事實に對する彼の増大したる智識に隨つて彼自身の見解を修正した上で報告者が持ち出した所の決定的な實

實際的推薦を——それらを明かにした所の一聯の敬服すべき論理的思考から——取り除いての見解の下に報告を検討するに當り、筆者はこれらを一つに纏めらるべきものと考へる。即ち役人及び艦船に一〇〇ドルと一分銀三〇〇個と交換する事が許されてある所の取極の敏速なる放棄これである。

それは次の如くに觀察されるであらう。即ち、この特權たるやそも——最初には金屬價値の再調整に随つて起つた實際上の混亂の間役人の慾求を満す必要なる待遇としてルサフォード・オールコック卿に對し暫定的に許されたものであつて、それが日本政府によつて自發的に繼續されてゐるのである。故にそこには、その放棄が日本人によつて重大なる讓歩として思惟せらるべき何等の根據もない。若し彼等がさう考へてゐたのであつたら、それはとうの昔に中止されてゐた筈である。余は惟ふに次の如きことが想像に難くない。即

ち、日本政府は外國人からの廢棄を、日本人に對し正義をつくす如何なる熱望とも考へず、むしろ彼等によつて創設されたと考へられてゐるこの特權を承知した程の斯様な友誼的處置の影響から外國官吏の意見や手續きを手を引かせると云ふ願望に歸因するものであるとすることであらう。

我々が日本と世界の他の部分との間に増加した國交の當面の結果として希望せねばならぬ事は、外國商人によつて造幣局に提出されたドルが相當な造幣税を課して一分銀に鑄直されると云ふ事である。

併し乍らこれは一分銀の中の銀の購買力を馬鹿げた大きなものにしてしまつてゐる單なる通貨の固有性を以て交換の代表物かの如く看做して居る間は期待すべきではない。

併し乍ら商業活動の進展は明らかにこの目的に對し與つて力がある。而して日本の如く急速なる

商業的進展が間違なく可能である國は、現在可能なりと考へられて居るよりもはるかに短時間にして世界の他の部分に於ける貨幣状態への急速なる接近を見るに至り得るであらう。

一〇〇ドルに對し一分銀二三〇個乃至二四〇個の交換を現在の自然の標準として認めるについて筆者は常にそれ又はその他の何らかの人爲的交換率の設定に對しても切實にその不可なる所以を唱へるを以て義務なりと考へてゐる。何故ならば、筆者は、商業の増大が、地金との交換に當つて貨幣の異つた名稱の實質的比較價值に基く天然相場(natural rate)を生み出すに至る事を確信してゐるのである。

外國使臣に與へられた交換に關し更に一、二言を書き添へよう。この問題は實際上重大なる慾求事項、即ち御想像でもあらう如く、例へば開港場に於ける土着通貨の充分なる供給の如きを有つて

ゐるのであるから事實上さう局限された無意味な事ではない。

軍艦はこの特權に含れて居つて、その限度は函館と横濱に於ては各港につき百萬ドルに對して一分銀が發行されて居る。(横濱に於ける交換は現在艦隊が入港して居る爲に一年に付き二百萬ドルを超える率である)所が長崎に於ては交換が殆ど全然領事館に限られてゐる。

輸出が言ふに足らぬ程の函館ではロシア艦隊の特權のお蔭で一分銀が豊富に供給されて居るが、それは一分銀二六〇個乃至二七五個で一〇〇ドルの平均價值が維持されてゐる。

横濱では一〇〇ドルにつき、一分銀二三〇個乃至二四〇個の率であるので、余の保持する見解によれば貿易の割合に一分銀の供給が限定されてゐる。それにも拘らず、長崎に於ては率は一分銀二一〇個乃至二三〇個であつて、その商業はその港

が可能である限度よりも深刻に萎縮してゐる。

斯様な事情の下に、余は、開港場に土着貨幣の供給を維持する事によつて外國通商に非常に有利な結果を齎す事疑ひなきこの特權の放棄を命ずる前に英國政府が一息つかれる事を確信する。

地球の半ばを超える遠地に在つて彼等の國に仕へて居る官吏から、彼等がそれによつて利益を得て居る所のその個人的に有利なる特權を取り上げてしまふ事が正當であるのならよろしく取り上げたがよからう、而して交換の利益をあげて本國政府の名譽に捧げしめ、かつ維持する必要がある諸施設の費用に振り向けさせたらよからう。

一般問題に關しては以下の如く所信を述べる事が充分出来るであらう。即ちハリス氏によつて計畫された異常な貨幣條項の實施を強要せんとする努力は日本人に對し最も不正義な事であらう。それと同時にその存在はその通貨の中から特殊な利

益を働き出さうとする日本人の數へきれぬ程の企てを制肘するに充分役立つであらうし、また國家幣制の調整の進歩の爲の保證ともなるであらう。その進歩が商業増大の確實な結果である事は太陽の耀けるにも比すべきである。

日本の貨幣の詳細及び名稱を取極める事を日本政府の自由に任して居る間は、外國政府の訓令はその代理者に向け、世界中に一般に存在する金屬價値の關係と矛盾するが如き如何なる變更をも妨げるやう、もし必要なれば反對もするやう指令せられるべきである。

開港場に於ける土着貨幣の充分なる供給を確保せんとする如何なる方法又は處置もが致々として獎勵せらるべきである。就中、これらの問題を解決する最善の方法はその問題自身を堅實なる通商の増加にかゝる商業的活動の影響の下に置く事にあると云ふ事を日本政府にしつかりと印象づけさ

せるべきである。

一八六三年八月

(署名)

チャールズ、エー、ウインチエスター

#### 四、文久以後の貨幣問題折衝

ブリュール・ブックの『日本通貨』は以上を以て終つてゐるが、さてこゝに我々は日本現地に於ける外國側との貨幣問題の折衝の経緯を知りたく思ふ。

しかし筆者が以下に紹介するのは、たゞく管見に觸れた史料の二三に過ぎずその詳細は今後の史料の蒐集に俟たねばならない。

元治元年九月廿九日英國公使オールコックより

我が外國奉行に充てた左の如き書翰に偶目する。

千八百六十四年十月廿九日横濱

江戸

外國事務執政閣下

大君政府より毎月ドルラル引換を尙オ其儘に差置んと望み付き送れる△十月廿七日の貴翰の

近頃竹本淡路  
守と會合にて  
別段委しく演  
述したり

返答として左條を陳せ、余諸般の形勢を熟考せし後閣下の所望に同意し是までの如く引換を爲せよと就ての言訣ハ余自ら任せんと決定せり

且ツ此の事ニ付き我々政府へ告述を爲し蓋し我政府よてハ御老中より此所望を爲せざる事あるを前見せさせしハ明ふり

日本貨幣の制を變革せるの緊要ふりとの閣下の高案に就てハ條約を結へる各國と談し各満足し日本の爲に有益なる法則を設んと望みハ余

全く閣下と同意し、且閣下余が發程前閣下成る  
き丈ケ其見よみと總て其事柄を余よ告げ給え、  
善からんと思ふり○是を極て切要の事あり何と  
ふれハケ様の事件ハ其決定せる前よ先ツ外國事  
務政官より金庫並よ勘定方へ相議を可き者ふれ  
ハふり、是故よ余自ら此事件よ就き閣下の述と  
るよとを直チよ彼局へ口述せよ時日を失ふよと  
無るべし、我金庫よてハ是まで貴國の財政並よ  
貨幣の制度を理會せるハ甚と難事とふせり然  
して方今西洋よ在る制度と一致を爲き仕法を設  
けんとせるハ更よ難事なるを但し此事ハ當今  
大(ニ)貿易の關係あるを以て極切要ある事ふ  
り  
金庫の頭取ハ是まで此事よ就き條約第十ケ條の  
規則並よ引換の約定を善からすとせる外は別よ  
存意無しと思ふ、□して彼等此二ケ條を廢止  
あらんことを望む、是會て余閣下へ廢止の

幕末貨幣問題に關する若干の史料(下)(高橋)

らんことを望みて告述せし如し。且ツ彼等思  
らく貨幣を製せる入費を除く爲免生銀を貨幣よ  
製せる爲免よ開きたる○自由貨幣局を取立るハ  
自由貿易と甚と能く一致したるをのふり大君政  
府よて此法を採用あらざる從來起りし所の難事ハ  
是に由て悉く消滅せしむ○自由貨幣局は原  
語フレイミュント  
此外よハ貨幣制度改正の仕法よ就き心を盡せし  
よと無し且此外よハ更よ日本政府より一般の趣  
意並よ瑣末事件よ就き辨明を得るに非されハ策  
を制せる能ざる可く此儘のケ條<sup>瑣末事件  
を云ふ</sup>よ於てハ  
勘定方ハ要せる所の説を尤も善く述ふるふる  
し  
然れとも此事よ就き殊よフレイミュント<sup>自由貨  
幣局</sup>  
の條よ付更に閣下より報告を得るハ尤も喜ぶ  
きよとあり

恐惶敬白

ルーセルホールト アールコック

(三三)

一三三



(附箋)

此往翰九月廿七日返翰ハ本月廿七日ノ條ニ載ス

(史料編纂所々藏、英國往復書翰坤一號)

この書翰に見ると先づその前翰で日本側から例の外國使臣に對する洋銀交換の期限延期を申込んだ事が判る。

そもこの洋銀交換は、開港後一ケ年の交換義務期間を過ぎて後の洋銀相場低落によつて困難する外國使臣に對する好意により定められたものである事は報告書にも隨所に記されてゐる通りで「先づ六ヶ月を限りて施行」したもので「但トルラル相當之價を以て通用するを期とし期限の前に有りと雖停止するの理有べし」と云ふものなのである。(本稿前號一一〇頁)

文久二年例の兩都兩港開港延期談判使節竹内下野守等の出發前、彼等の貨幣談判の爲に閣老安藤信正が、勘定奉行に諮問を發したことは前述した

が、その際の勘定奉行等の答申の中にもこの外國使臣に對する給料交換が一般洋銀相場と甚しき差があり、莫大の損となる事を述べて、その損額を次の如く算出してゐる。

ミニストル並コンシユル共一ヶ月引替高

洋銀二千五百枚

此量目替 千九百四拾三兩三分

此時相場

千三百七拾五兩但壹枚ニ付三拾三匁之割

差引

五百六拾八兩三分 御國御不益

壹ケ年々

六千八百貳拾五兩 御不益

五ケ國分壹ケ年

三萬四千百貳拾五兩 同斷

(史料編纂所々藏、福田作太郎筆記二一、歐羅巴行御用留開帆迄之部十八、勘定奉行同吟味役申上候各國談判向之儀に付評議申上、酉五月二十八日出雲守殿御直下げ)

安藤信正が例の竹内等への訓令の中で「是迄精々何ケ度も勘定奉行に申談し而も後害之處をハ不患、目前之繰合而已を以不行届旨申聞し去假令ハ腫物之上直し致し如く疾毒骨髓入し節ハ不可治義、實に歎ケ敷事」としてゐるのも一はかうした數字に彼等の拘つた所から言つたのであらうが、事實に於いては交換は更に「其外不時渡來の軍艦乗組士官」に及んで居たのであるから、ウインチエスター領事も記してゐる如く横濱一港で「艦隊入港の爲一ケ年二百萬ドル」もが交換されると云ふやうな事にもなつたのであり、當時運上所に於ける交換の繁忙を極めた事はかの蠶史に「一時ハ官衙ニシテ兩替店ノ如ク皚白ノ銀貨積テ雪ノ如

シ」といつてゐるのでも知られる。なほ蠶史にはそれに次いで「皆三井店ノ扱フ處タリ」とある事を將來の研究の爲に讀者と共に注意して置かう。

この交換に應じ切る事が難事であつた事は既に我々はブリュー・ブックの中で屢々説かれた所で見えてゐるが、事實、幕府はこの交換の延期に辨明これ力めねばならなかつたのであつて、(外務省所藏の續通信全覽類輯貨財門七、八、九、十にその例を多く見ることが出来る)またその交換の爲の一分銀が潤澤でなかつた事が種々外交的にも不祥事を惹起した。

文久元年七月二十八日函館駐在米國代理領事ピッツが毎月引替の洋銀壹千ドルの即時引換方を運上所に請求したのに對し、當時同運上所に準備金僅少の爲、英魯領事館に對する前例に倣つて先づ半額の引換をなさんとした所、ピッツは之に應せ

す、終には運上所に納付すべき諸税銀手数料を悉く領事館へ徴収する旨を通告し、運上所が結局期限内に遅れてその引換を了するや、その遅延期間の洋銀相場の差額より來る所の損害を請求して之を取つた事件の如きは其の顯著な例であつて「函館税關沿革」(二七一頁)所謂「友誼的處置」が「特權」としての濫用を受けてゐたことは明かである。

さればこそこの外國使臣に對する洋銀一分銀の交換が當時貨幣問題を考察する場合に先づ採り上げられてゐる譯なのであるが、そこにはなほ外國側にしてみれば、「個人的な利益」が、而して日本側にしても肝心の洋銀相場の低調が、依然としてこれを當時の貨幣問題に於ける癥的な存在とした譯なのである。

例の「トルラル引替方規則」に期限は六ヶ月となつてゐるものが、制限の迫る毒に幕府によつて「洋銀の時價未だ平準に至らず」との理由の下に

猶六ヶ月づゝ交換を延期されていつたのはこれによるのである。(續通信全覽類輯貨財門一、洋銀交換延期一件)

さて先程のオールコックの書翰に見える記事はこの日本側から洋銀交換を更に六ヶ月延長することを申込みオールコックの内諾を得たものである事は言ふ迄もない。

しかし、外國側にしても「蓋し我政府よてハ御老中より此所望を爲せざる事を前見せさせしハ明」かであつた次第とすれば日本側として之が廢止の爲に眞劍な對策が考察されなかつた筈はない。

慶應二年九月十日、外國奉行は神奈川、長崎、函館の各奉行に對し、都下の洋銀相場が數ヶ月以來四十五匁(洋銀相場は四十五匁を標準とした)以上であるが、若し三港共に都下同様の相場であるならば引替を止めるやう各國公使その他へ通達

しようと考えるが各奉行の意見如何と諮問してゐる。

これによつても幕府としてはこれが廢止の機を慎重に考究してゐた事は判る。

さてこの時の各港奉行の答申を見るのに、神奈川、長崎兩港の奉行からは「洋銀引換御廢止相成當表於て差支之筋無之」とし、但し従前出してある引換證に對する處置に慎重を期すべき事を求めてゐるのに對し、箱館奉行からは九月十一日附で「トルラル天然相場の儀は當節銀三十七匁餘位之趣は有之官吏共引換未前之通申立且一體市中洋銀不通用之土地柄に付引換金御廢止相成候る差支可申哉」と反對意見を述べて來てゐるやうな有様で（續通信全覽類輯貨財門九、各國公使館、岡土館連月洋銀交換一件附録）洋銀交換の廢止は結局「相場の平準」を待つより仕方がなかつたとも言へよう。されば例の蠶史にも漠然と「其後洋銀

ヲ内國人疑ハザルニ至リ相場追々平準スルニ及ビテ運上所交換次第ニ止ム」と記してゐる。

さて大に遠廻りをしたがオールコックよりの書翰に戻り、洋銀引換問題を一先づ措くとして、さて次に我々が注目せざるを得ないのはこの前翰で幕府がオールコックに對し日本の貨幣制度そのもの、變革の必要を卒直に表明し、その意見を求めてゐることが知れることである。いはんやそれが「方今西洋に在る制度と一致せざる仕法を設けんとせる」にあつたのであるから猶更である。

これに對して右書翰の中で述べられてゐるオールコックの意見が「自由貨幣局」設置にあることは例のアノブスノットの意見との交流が言ふ迄もなく考へられてよからう。

更に幕府によるこの幣制改革提議と結びつけて注目せざるを得ないのは、かの小栗上野介忠順が

この元治元年八月十三日即ちこの書翰の往復を去る僅々一ヶ月前に勘定奉行に就任して居ることである。彼は既に萬延遣米使節として米國に於いて貨幣制度に關する新知識を多く得て居たのであり(雜誌「江戸」所載「亞使貨幣要録」)且亦、後述する如く、慶應二年の改稅約書に於いて幣制の根本的改革に手を染めた當事者であつた事等を思ひ合せる時、彼の勘定奉行就任は、その幣制改革意見を見る場合に極めて暗示的だとしなくてはなるまい。

さて右のオールコックより外國奉行への書翰に對し、十月廿七日の老中水野忠精、同諏訪忠誠の名による幕府の返翰は左の通りである。

甲子十月廿七日

貌利太尼亞特派公使全權ミニストル

エキセルレンシー

ルーセルホールト アールコック様  
貴國第十月廿九日附書翰落手先般此方より申入  
まじ洋銀引替之儀を其許より我國諸般之形勢を  
熟慮せられ余等より同意し其政府之□□を自任  
せられへきとの段懇篤之芳意所論を候、□其許  
歸帆已前我國貨幣革制之事を付余等之見込並其  
手續等豫し知承知被致度旨及び其他縷々申越さ  
るゝ趣逐一了會せり、古貨幣之義を既に我先任  
安藤對馬守在職中其許並亞國先任公使エキセル  
レンシーハリス等と品々商議せし上より無  
余儀權宜之假法設け各國一樣士官等へ引替  
差許し市上通用を天然に任せしは爾來尙内外  
貨幣之平均を得ざるを干今其法は隨ふといへ  
も、向來我貨幣之制を改革せしむるとの義を兼  
る余等之宿期せし所ふまじと來書所述之通り當  
今改革及び義を不容易大難事と爲篤と商量被至  
せし上ふらては施行難及び處先年已來國內物情之

穩ふらさるより兎角左支右吾ありて其宿志さへ  
[果]さざりしよ[剩]へ近來、野常兩州兇徒[猖]獗  
並京[洛]長匪之暴動等不慮之事件差起り、現今國  
内之紛擾を重ね何分貨幣改制之時機を得りとく  
我等(こ)おのても尙其許よも右等事情抜諒察  
せられ國內鎮[定]之期抜相待るゝ様いとし度此  
段回答旁申入候

拜具謹言

元治元年甲子十月 日

水野和泉守

花押

諏訪因幡守

(附箋)

此來翰本月三日ノ條ニ載ス復翰ハ差越サス

(史料編纂所々藏 英國往復書翰坤一號)

これを見てはや、拍子抜けの感を禁ずる事が出  
來ない。オールコックの歸國を控えて切出してみ

幕末貨幣問題に關する若干の史料(下)(高橋)

た折角の幣制改革もさらばとオールコックから具  
體案として自由貨幣局案を持ち出され、ば一ヶ月  
も經つてから——この間にさぞかし論議はつくし  
た事であらう——その見合せを「現今國內之紛擾」  
を以て挨拶せねばならなかつたとは是非もなき世  
の有様をかこつのみであつたらう。

さて同年十一月廿九日從來英國の對日積極指導  
政策の最先端に立つて活躍したオールコックがそ  
の任を後輩ウィンチェスターに譲つて歸國し、之  
と共に同年三月着任した新駐日佛國公使レオン、  
ロッシユが當時の佛國外相ドルユイン・ド・ルイ  
の對日積極政策に従ひ、從來事毎に英國の指導下  
にあつた状態から脱して俄然活潑な運動を開始す  
るに及んで貨幣折衝にも新たな息吹が感じられ來  
つた。慶應二年五月十三日英、米、佛、蘭の四ヶ  
國との間に締結をみた改稅約書の貨幣條項たるそ

の第六條の成立の事情にそれが見られる。先づその條文を左記に引いて置かう。

## 第六條、

日本と外國との條約中に外國貨幣は日本貨幣と同種同量の割合を以て通用せしとして取極たる箇條に従ひ量迄日本運上所にて墨是哥ドルラを以て運上を納むる時は壹分銀の量目に比較してドルラル百枚を一分銀三百十一ヶの割合を以て請取來れり然る處日本政府に於て右仕來を改め總て外國の貨幣と引替る事に障りなき様にし又日本通用の貨幣を不足なき様にし交易を便利にせん事を欲するにより日本金銀吹立所を盛大にせん事を既に決せり然を上へ日本人又ハ外國人より差出すべき總て外國金銀貨幣並地金は日本貨幣に吹替へ其諸雜費を差引其質の眞位を以て其爲め定めたる場所に於て引替んとす此處

置を行ふ爲め日本と條約を取結ひし各國は其條約に書載たる貨幣通用に關係せる箇條を改むる事緊要なれば右箇條を改むる様<sup>\*</sup>日本政府より申談し承諾の上日本來丁卯十一月中(西洋千八百六十八年第一月一日)より其處置を取行へし

\* 横文ニハ「日本政府ヨリ」ノ下ニ「條約濟各國ヘ」ノ語アリ

(締盟各國條約彙纂(明治十七年版)三二五、三二六頁)

右の成立に先立つ一年、慶應元年五月四日には、例の小栗忠順が再び勘定奉行に就任して居る事に注意する。事實この成立に至る過程には彼の幣制改革に對する大きな抱負と熱情が捧げられた事を知るのである。されば、名著「幕末外交談」の著者田邊太一もこれを評して「安藤閣老職を退けるが爲に束閣して今日に至りしを以、再びその遺意を紹述してこゝに第六條の約を結びたり、これま

た小栗が方寸中の大經編たりしなり」(同書、四五六頁)と言つて居る。

かのブリュー・ブツク中の結論的な意見として唱へられてあつた自由造幣局案、そして先のオーロツクの書翰によつて外交折衝の中に明からに提議されて居るそれが、この改稅約書成立に際して實現を見るに如何なる經過が辿られたか。改稅約書成立に至る迄の根本史料たる「稅則改正濫觴書類」(史料編纂所々藏)から貨幣關係の部分を抄録して之をみよう。

丑十二月十六日於横濱 小栗上野介佛國公使に  
對話之内

一、神奈川一港無稅といふ候とも長崎箱館兩港は是迄通りいふし置の儀に可有之尤品物元  
代取極惣體五分之割に差定の儀を何分手數相掛り  
の儀と處英國公使に生絲茶等と價近來

幕末貨幣問題に關する若干の史料(下)(高橋)

騰貴いふしの間現今と價を取極の儀を不承知之趣を多一概に支那同様之稅則といふし度旨申立の儀に有之候

一、輸入品を物品に應し稅銀取極の儀容易に可有之尤御國貨幣支那と照合いふし御國に多矢張トルラルに御取極之方可然己に右之儀に付多英國公使と議論及ひの儀も有之御國所産之物品開港己來之價平均いふし稅額取極の儀に御協議相成ひ、英國公使に如何様にも説得可致し 本來貨幣を各國とも其國通用を以て取極の儀に有之を得共當分之處を先つトルラルを以て御取極可然の勿論トルラル之相場時と相替りの間不都合に付何れも御國貨幣御一定之上御取直し被成の旨御認加へ可然の且貨幣御改鑄を如何被成の哉

一、拙者見込に多日本貨幣往昔金貨を本に



立て銀貨を以て補ひ仕來ニ有之然處金銀貨本末地を替へし様成行ひ間此後改鑄及ひの上金貨を本ニ立て銀貨を夫々割出し價を取極め様いゝし度存し

一、右御改鑄被成ひこゝ各國之貨幣鈞合御見競不被成ひるゝ相成間敷以前金貨壹分之價銀貨拾五匁五分ニ相當りし様承り及ひし右御見込を以て御施行相成ひへ、御利益も可相成儀と存し、

一、世界中各國共金貨之價大概右割合極之趣ニ相聞へし處近來澳地里加里福厄ニ多金鑛見出ししより以來金貨之價低折いゝし様承りし右様之儀も有之し節々金銀鈞合相斗相場を立不申ひるゝ相成間敷哉

一、右等之儀を假令新鑛見出しし共些少之儀ニ付政府ニ鈞合等相斗し迄ニ有之間敷兩替所ニ相當斟酌いゝし事故仔細無之し

一、日本於る往昔金貨之價一定いゝし居銀貨を時々相場相違いゝし儀ニ有之し

一、手前義貨幣之儀ニ付るゝ研究いたしし事有し得共金貨之儀を時々寄り低折いゝし儀無之歐洲各國ニ多金貨本といゝし得共支那ニ多銀貨を専用いゝし

一、先年亞國ミニストルハルリス渡來之砌貨幣見本一覽いゝし度旨申入し得共差出不申何れも銀貨量目比較を以て一トルラル三分ニ割ニ引替度旨申立一トルラル之金貨を差出ざるより鈞合不相分自然國內金貨外出いゝし儀ニ多右様之處置を甚不正之所業ニ有之し

一、已ニ自國より差出し條約取結使節杯を御國之事體心得不申都る亞國之振合よ從ひし義ニ多し

一、貨幣器械御取立相成ひこゝ凡一ケ年も相掛り可申御國於る新鑄可相成一兩を自國八

フランクニ相當り可申勿論船賃吹減請負賃  
共差引の勘定を一體御勘定奉行職掌と外  
國出產金銀掉等物體之相場見斗ひ賣買いた  
し利益を斗りし事尤肝要に可有之

一、造幣器械出來之上各國共より申立次第鑄  
直遣しに付るる百分に四分の吹減取立可申  
右四分を百分之内より取立は哉又百分外  
より取立は儀に哉

一、右百分之内より取立は儀に有之右四分  
之御益を不尠事有之是迄ドルル吹替に  
付相應に御益可有之を得共器械を以て御鑄  
立相成は、金銀掉類等相場遣等々格外之  
御利益可有之將御國金銀を何と有之は哉  
一、政府所持之地を此節休と居専ら九州柳川或  
は出羽之國最上川等より多く產出都府金座に  
相廻しは儀に右場所出高一ヶ年凡百貫目斗  
りも可有之

一、右場所を政府より御買上相成は方可然

寅二月四日於横濱小栗上野介以下……英國公使に  
對話書

一、開港之頃金貨之値引上りは間随り物價も騰  
貴可相成之處未だ低價に多不釣合之物も不少  
右は後來直上可相成譯に付當節之相場を以治  
定致し置度事なる

一、右は貨幣之爲めに有之間敷金外國おる  
と多分買入は故と存は綿杯は最早是迄之様  
取入はもの有之間敷間追々下落可致

寅四月廿八日於接遇所柴田日向守英國公使に對  
話之内

五、あとがき、

一、……且一體改稅約書中の貨幣之義……

等更ニ稅法ニ關涉無之ケ條を認加ヘル故此方

ニ多甚不都合ニ存 前申入ル通之次第ニ相成

ル事ニル

一、貨幣之廉玄稅銀之基本故稅法ニ拘リル第

一之ケ條ニル間篤と御勘考有之度

右等の對話書によつて當事者間に企圖された自

由造幣局案の骨子が窺はれよう。かくて久しき懸

案であつた根本的幣制改革がその緒につき、既に

造幣器械をフランスに注文してその具體化に數歩

を進めたのであつたが（續通信全覽類輯貨財門三

五、貨幣鑄造一件）時は早、幕府衰亡の秋であつ

てその努力も新政府に引繼がれねばならなかつた

のである。

以上を以て拙い史料の紹介を終ることとする。

本稿に於いてはつとめて史料の紹介に終始し、考

察は、史料を連絡する具としての最少限度に止め

た。その理由ははしがきに於いて述べて置いたか

ら今は重ねては言はない。

なほブリュール・ブック等外國史料の翻譯に當つ

ては原文に忠實ならんとした餘りに反つて讀者を

して文意の補促に迷はしめた所なきを保し難い。

敢て大方の海容を乞ふ次第である。

これら史料の涉獵に當つては史料編纂所の石井

孝氏、維新史料編纂事務局の森谷秀亮氏、東京商

大調査部の諸氏の御厚意に負ふた。謹んで深謝の

意を表する。

終に、いつに變らざる慈父の情を以て筆者を導

かれる幸田成友、遠藤佐々喜兩先生に對して更め

て深甚の謝意を表する。